

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
(当たる翌日)  
(当たる翌日)

## 目 次

### ◆規 則 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年九月十日

## 規 則

第十四条第一項中「知事は」を「知事又は指定試験機関は、」に、「本人に合格した旨を通知する」に改め、  
同条第二項中「知事」を「知事又は指定試験機関」に改める。

第十五条中「不正の」を「不正の」に、「受け又は」を「受け、又は」に、「又はその」を「又はその」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定試験機関は、二級建築士等試験事務の実施に関し前項に規定する知事の職権を行うことができる。

3 指定試験機関は、前項の規定により第一項に規定する知事の職権を行つたときは、遅滞なく次の事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

建築士法施行細則の一部を改正する規則  
建築士法施行細則第四十五号  
建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部

一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

を次のように改正する。

第十三条中「木造建築士試験」の下に「(法第十五条の十七第一項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)」を加え、「第六号書式により受験申込書に」を、「第六号書式による受験申込書に、」に、「知事に」を「、知事に」に改め、同条第一号イ中「もの」を「者」に、「これに代る」を「、これに代わる」に改め、同条に次の二項を加える。

- 二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地  
 三 不正行為の内容  
 四 措置の内容及び年月日  
 五 その他知事が必要と認める事項  
 第十六条から第十八条までを次のように改める。
- (指定の申請手続)
- 第十六条 法第十五条の十七第二項に規定する申請は、次の事項を記載した申請書を知事に提出してしなければならない。
- 1 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
    - 1 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日
    - 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
    - 3 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
    - 4 申請に係る意思の決定を証する書類
    - 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類
    - 6 組織及び運営に関する事項を記載した書類
    - 7 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
    - 8 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (名称等の変更の届出手続)
- 第十七条 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の四第二項の規定による届出は、次の事項を記載した届出書を知事に提出してしなければならない。
- 1 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
  - 2 変更しようとする年月日
  - 3 變更の理由
- (役員の選任及び解任の認可の申請)
- 第十八条 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の五第一項の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 1 選任し、又は解任しようとする者の氏名
  - 2 選任又は解任の理由
  - 3 選任の場合にあつては、選任しようとする者の略歴
  - 4 前項の申請書には、選任の場合にあつては、選任しようとする者の就任承諾書及びその者が法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の三第二項第四号イ又はロに該当しないことを誓約する書類を添え

なければならない。

第十八条の次に次の六条を加える。

(試験委員の選任及び解任の届出手続)

第十八条の二 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の六

第三項の規定による届出は、次の事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 選任し、又は解任した者の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、選任した者の略歴

(試験事務規程の認可の申請)

第十八条の三 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の八

第一項前段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、申請書

に、試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の八第一項後段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第十八条の四 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の九

第一項前段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の九第一項後段

の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第十八条の五 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を行つたときは、遅滞なく次の事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 試験の年月日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

六 合格通知の年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可の申請)

第十八条の六 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の十

三第一項の規定による許可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止の場合にあつては、

その期間

三 休止又は廃止の理由

(公示)

第十八条の七 法第十五条の十七第五項において準用する法第十五条の四  
第一項及び第三項、法第十五条の十三第二項、法第十五条の十四第四項  
並びに法第十五条の十五第二項の規定による公示は、公報で告示すること  
とによつて行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目鳥  
取  
県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】